

平成28年8月
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会
定例会会議録

平成28年8月30日 開会
平成28年8月30日 閉会

平成 28 年第 2 回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会 8 月定例会会議録

午後 1 時 30 分 開議

議事日程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 議案第 49 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 50 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 51 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
CATV 事業特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成 27 年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定について

（提案理由説明 理事長）

（審査結果報告 監査委員）

（休憩） 全員協議会開催 議案等細部説明及び個別事項説明

（再開） 質疑

第 4. 一般質問

第 5. 討論・表決（議案第 49 号から認定第 1 号まで）

第 6. 議会運営に関する調査について（委員長報告・質疑・表決）

本日の出席議員（9人）

1番	木島 信秋 君	2番	谷口 弘義 君
3番	高野 早苗 君	4番	成川 正幸 君
5番	鬼原 征彦 君	6番	松田 俊弘 君
7番	中瀬 範幸 君	8番	水野 仁士 君
9番	加藤 好進 君		

説明のため出席した者

理事長	堀内 康男 君	副理事長	笹島 春人 君
副理事長	笹原 靖直 君	監査委員	角丸 貴之 君
会計管理者	新酒 保和 君	事務局長	中 伸之 君
総務課長	能登 昌幸 君	管理係長	村田 まゆみ 君
認定係長	矢木 恭江 君	給付係長	若林 仁美 君
ケーブルテレビ事業課長	野坂 真佐仁 君	ケーブルテレビ事業係長	西田 国司 君

職務のため出席した者

黒部市福祉課長	山本 勝 君	黒部市企画政策課長	長田 等 君
入善町健康福祉課長	小堀 勇 君	入善町企画財政課長	竹島 秀浩 君
朝日町健康課長	中島 優一 君	朝日町企画振興課長	米田 淳 君

○議長（鬼原 征彦君） それでは定刻になりましたので、只今から開催いたします。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。間もなく実りの秋を迎えるわけではありますが、台風10号が当初富山県を直撃するとの予報がありましたが、東北地方のほうへ向かったようであります。今後、雨の被害等も懸念されるわけではありますが、皆様方には、是非とも今後の気象情報に引き続き警戒をしていただきたいと思います。それでは議事を進行いたします。

本日、8月定例会が招集されましたところ、ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しましたので、これより平成28年第2回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会8月定例会を開会いたします。

監査委員から、例月出納検査の報告がありました。お手元に配布したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、本日の会議に入ります。会議規則第19条の規定により作成いたしました議事日程は、お手元に配布しましたとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（鬼原 征彦君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、「4番 成川 正幸君」、「7番 中瀬 範幸君」以上2名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（鬼原 征彦君） 日程第2、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日8月30日の1日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君） ご異議なしと認め、会期は「1日間」と決定いたします。

「議案第49号から認定第1号」

○議長（鬼原 征彦君） 次に日程第3、「議案第49号から第51号まで」、「認定第1号」の以上4件を一括議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長「堀内 康男君」

（提案理由説明）

○理事長（堀内 康男君） どちら様も大変ご苦労様でございます。本日ここに、平成28年第2回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合8月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、本組合の重要諸案件をご審議いただきますことに対し深く敬意を表します。

それでは、議案の説明に先立ちまして、介護保険事業及びケーブルテレビ事業の取組みについて概要を申し上げます。

まず、介護保険事業についてであります。本年3月末の管内総人口は、80,212人で、前年同期と比べ683人の減少、うち65歳以上の第1号被保険者数は26,188人で、前年同期と比べ384人の増加となり、高齢化率は32.7%となりました。

また、同じく本年3月末の介護認定者数は4,517人となり、前年同期と比べ23人の減少で、第1号被保険者数に占める割合、いわゆる認定者の発生率は17.2%であります。

実際の介護認定者数は減少しましたが、昨年より取り組み始めた介護予防・日常生活支援総合事業では、介護認定を受けずに基本チェックリストで事業対象者となれば訪問型・通所型サービスを受けることができるようになったことから、認定を受けずに訪問型・通所型サービスを利用している事業対象者が57人おられます。これを介護認定者数に含めて算定しますと34人の増加となり、高齢化率の上昇に伴い、介護支援が必要な方は増え続けている状況となっております。

一方、施設の整備につきましては、昨年、地域密着型サービス施設の事業者を公募し、決定した施設のうち、本年度整備が予定されている施設は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2施設・定員36人、小規模多機能型居宅介護が同じく2施設・定員50人、看護小規模多機能型居宅介護が1施設・定員29人、認知症対応型通所介護が2施設・定員15人となっております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本年4月、新川広域圏事務組合から事務を引き継ぎましたケーブルテレビ事業であります。事業移管に伴う大きな混乱も特になく、比較的順調に事業が推移しているものと考えております。

本年5月末のケーブルテレビ加入世帯数は22,559世帯で、加入率は80.6%であります。事業移管前の本年3月末と比べ8世帯の増、加入率で0.1%の増加となっております。

当組合では、初めての事業であります。議員各位におかれましては、これまで同様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第49号は、「平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正額は、予算総額に歳入歳出それぞれ431万円を追加し、補正後の予算総額を2億31万4千円とするものであります。補正の内訳は、番号制度対応に伴う電算システム整備委託料であり、補正に要します財源は、国庫補助金及び繰越金をもって充当するものであります。

議案第50号は、「平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

補正額は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,962万3千円を追加し、補正後の予算総額を81億3,802万4千円とするものであります。

補正の内訳は、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に係る国・県等への返還金であり、補正に要します財源は、繰越金をもって充当するものであります。

議案第51号は、「平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

補正額は、予算総額に歳入歳出それぞれ4,938万6千円を追加し、補正後の予算総額を10億9,315万7千円とするものであります。補正の内訳は、ケーブルテレビ施設及び設備整備基金への積立金であり、補正に要します財源は、新川広域圏事務組合で実施しておりました平成27年度CATV

事業特別会計の決算に伴う剰余金等の交付金であります。

次に、認定第1号は、「平成27年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

平成27年度新川地域介護保険組合一般会計の決算額は、歳入総額81億543万3,374円、歳出総額76億5,219万2,339円となり、そのうち保険給付費は70億9,569万8,948円で歳出総額の92.7%を占めております。

歳入から歳出を差し引いた実質収支で4億5,324万1,035円の黒字決算となり、監査委員の意見を付けて認定をお願いするものであります。

以上、本日提出いたしました議案について、概要をご説明申し上げました。なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。

何卒、慎重ご審議の上、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（鬼原 征彦君） それでは、次に、「認定第1号」について、監査委員の審査結果を求めます。代表監査委員「角丸 貴之君」

（監査委員所見報告）

○代表監査委員（角丸 貴之君） 去る7月8日、平成27年度一般会計歳入歳出決算の審査を松田委員と行いましたので、その所見を報告いたします。

決算審査にあたっては、予算執行が適正に行われたか、関係諸帳簿が整備され、かつ正確に処理されているかを主眼に審査をいたしました。審査の結果につきましては、決算審査意見書に記載いたしました。その概要について説明させていただきます。

決算状況は、歳入総額が81億543万3,375円で、歳出総額が76億5,219万2,339円であり、歳入歳出差引額は、4億5,324万1,035円で、実質収支は黒字となり、そのまま翌年度へ繰越しております。

一方、4億5,324万1,035円のうち、平成26年度繰越金から繰越明許費を控除した2億804万3,869円並びに平成26年度と平成27年度の交付金など返還金差額分7,570万5,421円を差引いた実質単年度収支額は、1億6,949万1,745円の黒字となっております。

歳出の概要を申し上げますと、保険給付費の決算額は、約70億9,570万円で、予算執行率は97%、歳出総額に占める割合は、92.7%であり、前年度支出額と比べ、約8,753万円、率では1.2%の減少となっております。

保険給付費の主な内訳は、居宅サービスが約37億118万円、前年度に比べ約1億2,614万円、率では3.4%の増加となっております。

また、施設サービスは約29億5,155万円、前年度に比べ、約2億1,372万円、率では6.8%の減少となっております。

その他給付では、サービス利用者の自己負担軽減を図るための特定入所者介護サービス費や、高額サービス費などが約4億3,863万円と、前年度に比べ約487万円の増加となっております。

地域支援事業は、要介護状態に至る前の高齢者に介護サービスを提供したり、高齢者が地域で自立した生活を継続するための支援を行うもので、約2億5,323万円となっており、予防給付から訪

間介護と通所介護が移行したことなどにより、前年度から比べますと、約6,560万円の増加となっております。

次に、派遣職員の人件費負担金及び認定事務費や電算処理費を含む総務費は、約1億9,927万円となり、社会保障・税番号制度対応のシステム改修費などの増加により、前年度に比べ、約1,881万円の増加となっております。

その他の歳出は、前年度の保険給付費などの精算返還金が約1億183万円、資格喪失に伴う保険料還付金約158万円となっております。

一方、歳入の介護保険料は、第6期事業計画の初年度であり、今後も高齢者数の増加に伴い給付費の伸びが見込まれることから、基準額を月額800円引き上げ、5,600円といたしました。決算額は、平成26年度よりも2億9,231万円増の17億9,735万6,400円となっております。保険料の収納率は、全体で前年度と比べ0.01%アップの99.1%であり、引き続き99%を超える高い水準を維持していると思われます。今後も「みんなで支え合う」介護保険の理念に基づき、保険料を公平に負担する義務を担っていることを被保険者に理解していただく努力をするとともに、収納率の一層の向上に努めることを望みます。

審査の詳細はお手元の「審査意見書」に記載したとおり、予算執行は、関係書類も整備され、適正に処理されているものと認められます。また、審査意見書でも触れましたが、介護保険事業の根幹を成す保険給付費については、本年度の実績は、入所施設での利用制限に伴い、利用者数が前年度より減少したものの、居宅サービスの利用が増加したことから、全体の利用日数・利用回数が増加となっております。入所制限による影響を除けば、概ね第6期事業計画に沿ったものと思われます。

ただ、施設整備に関しては、地域密着型サービス施設の事業者を公募したところ、応募がなかったサービス施設や地域があり、一部は計画どおりとは言えないと考えられます。応募のなかった理由のひとつには、介護職員の不足が挙げられ、また、入所施設の利用制限についても、介護職員の不足が原因であります。その解消に向けては、介護職員の更なる処遇改善が求められており、組合としても、国、県などに積極的に働きかけるなど、引き続き努力を続けていただくことを願うものであります。

今後も事業計画に基づいて、介護サービスの提供並びに施設の整備を図られると共に、構成市町と緊密に連携協力しながら、計画の基本理念である介護予防と地域包括ケアの推進、より一層の介護サービスの充実及び負担と給付の適正化に努めていただきたいと思います。

以上、簡潔ではございますが決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（鬼原 征彦君）代表監査委員にはご苦勞様でございました。それでは、議案の細部説明を聞くため、暫時休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後3時02分 再開

「再開」

○議長（鬼原 征彦君）それではお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開会いたしま

す。

日程第3の議事を継続し、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君） 質疑はないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（鬼原 征彦君） 次に日程第4、「一般質問」を行います。通告者は4名であります。念のため発言順を申し上げます。1番目「高野 早苗君」、2番目「谷口 弘義君」、3番目「松田 俊弘君」、4番目「成川 正幸君」以上であります。

順次発言を許可いたします。「3番 高野 早苗君」

○3番（高野 早苗君） どなた様もお疲れ様でございます。今年の3月で東布施にあった通所介護施設が閉所されました。10名定員の施設でありましたが、利用者は採算ベースには至っていなかったということだそうです。一方では、常に定員に近い施設もたくさんあります。志を持たれて開所されたであろうに、残念な事だと思いました。同じ施設内で短期入所できるところが利用者から選ばれやすいのは、介護する家族として当然の思いでしょう。通所単独施設の運営には、皆様色々ご苦労されております。選ばれる施設、利用者が何を望んでいるのか寄り添ってあげる施設でありたいが、色々な法の縛りもあるので難しい、と言っていました。一方では、家族からの介護SOSの声を聞きます。特に、親と独身の子の同居の場合、母ひとり子ひとりのケースが一番多いかと思いますが、そうした子ひとは、知識や技術も成熟した働き盛りで、急な残業なども多く、綱渡りの毎日だと言われました。法による色々な縛りもありますが、国も介護離職ゼロを目指す方針を打ち出している今、可能な解決や思い切った独自の解決も、介護組合としてこれからは一緒に考えていく必要があると思ひ、今回の質問をさせていただきます。

（1）介護をしている家族、特に仕事と家庭を両立させている家族にとっての問題をどのように把握しておられるのでしょうか。

（2）デイサービスの延長にどんなものが考えられるのでしょうか。デイサービスからお泊りへの継続サービスは可能でしょうか。

（3）残業、出張といった仕事上の理由で急に介護ができなくなった場合の対処法は考えられるでしょうか。

（4）介護認定や事前登録がなくても受けられる緊急サービスはあるのでしょうか。

（5）近年デイサービス施設が廃止されました。これらの施設は今後増える可能性はあるのでしょうか。また、何らかの再利用法はないのでしょうか。

（6）介護をしている家族のニーズに応えるSOS対策について、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合として今後何らかのサービスは考えられるのでしょうか。以上です。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）それでは高野議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の項目であります「介護離職対策」の1点目「介護している家族、特に仕事と介護を両立させている家族にとっての問題をどのように把握しているか」と6点目「介護をしている家族のニーズに応えるSOS対策について、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合として今後何らかのサービスは考えられるのか」につきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

要介護高齢者の増加と家族規模の縮小が進む中、高齢者の介護をその家族内問題から脱却させ、社会全体で支える介護の社会化が必要であることから、そのための仕組みとして、社会保障制度による介護サービスの提供を行う介護保険制度が導入され、介護される利用者、その家族をサポートする目的で、デイサービス、ホームヘルパー、ショートステイなどの居宅サービス、特別養護老人ホームへの入所などの施設サービスの提供が行われているところでありますが、高齢化率は、今後も上昇傾向にあり、特に介護を受ける可能性の高い75歳以上の高齢者数が急速に増加する一方、その高齢者を支える65歳未満の人口が減少傾向にあり、介護サービスの供給の不足、その介護サービスを支える人材の確保が困難であり、そのため介護者を抱える家族の就業の継続が困難となり、離職率が高まる傾向にあり、社会的に重大な問題であると認識しております。

そのため、国においては、介護離職防止及び特養入所待機者の解消を図るための施策として、2020年代初頭までの在宅・施設サービスの上乗せ整備の支援、サービス付き高齢者住宅の整備により、在宅・施設サービス等の整備の加速化、規制緩和が図られております。また、介護人材の確保のため、離職した介護・看護職員等の再就職支援、介護職を目指す学生の増加・定着支援、介護を通じた中高年齢者等の社会参加促進・ハローワークにおけるマッチング機能の強化、介護者の負担軽減に資する生産性の向上のため、介護ロボットの効果的な活用方法の検討・開発や導入支援が図られており、併せて、介護者である家族支援、職場環境を整備するため、介護休業の分割取得等により、介護休業が活用しやすくなるよう介護休業制度の見直し、給付率引上げに向けた取り組み、仕事と介護が両立しやすい職場環境に向けた支援モデルの普及・展開、企業への導入支援など図られているところであります。

また、組合においては、各市町の地域包括支援センターにおける家族の相談強化や、認知症を介護する家族への支援の充実に取り組んでいるところであります。

次に2点目の「デイサービスの延長にどんなものが考えられるか。デイサービスから、お泊りへの継続サービスは可能であるか」についてお答えいたします。

デイサービスの利用者が、そのまま宿泊できるサービスとして、宿泊デイサービスがあります。通常のデイサービスが、介護保険制度上のサービスであるのに対し、宿泊デイサービスは、介護保険制度外のサービスであるため、負担については、実費となっております。このサービスは、制度外ではありますが、利用者の安全の確保と適正な運営が図られるよう、国においては、この宿泊サービスの提供を、利用者の心身の状況、あるいは家族の都合や負担軽減のために、緊急時または短期的な利用に限るものとして位置付けられております。現在、当組合における実施事業所はありませんが、黒部市において、ショートステイサービスの提供を行っているデイサービス事業所が1事業所あり、利用者の宿泊が可能となっております。今後、利用者のニーズに応じて、充実が図られるよう実施について、事業所へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「残業、出張といった仕事上の利用で急に介護ができなくなった場合の対処法は考えられるか」についてお答えいたします。

介護者の介護負担軽減として、短期間の宿泊を伴うサービスとしては、特別養護老人ホームなどの施設にて提供されるショートステイ、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、宿泊利用も可能である小規模多機能型居宅介護サービスがあります。小規模多機能型居宅介護施設では、利用者や、家族側の緊急な場合においては、宿泊利用が可能であるため、このような場合に有効なサービスであると考えられます。この施設につきましては、今期事業計画内で3施設整備を予定しており、サービスの充足に努めているところであります。

次に、4点目の「介護認定や事前登録がなくても受けられる緊急サービスはあるか」についてお答えいたします。

介護サービスの利用にあたっては、介護認定を受け、その区分に応じて、要介護状態・要支援状態の軽減、悪化を防ぐよう、ケアプランに応じて必要なサービスを適切に提供し、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としているものであります。利用者自身が緊急に利用する事態になった場合においては、市町村、地域包括支援センター、関係者の連携を図り、提供へ早急につながるよう努めているところでありますが、家族介護者の緊急を要する場合において、現在、介護制度上、これに対応するサービスはありません。

次に5点目の「近年デイサービス単独施設が廃止された。これらの施設は今後増える可能性はあるのか、また、何らかの再利用法はないのか」についてお答えいたします。

デイサービス提供事業所の現状としては、介護職員の不足並びに平成27年度の介護報酬の改定で、デイサービスの介護報酬が、当組合管内平均介護給付5.2%、予防給付17.3%減額になったことで、事業所の運営が厳しい状況におかれていると認識しております。当組合管内においても、事業所の休止などで利用者のニーズに対応できない状況もあることも現状であります。

昨年度より実施しております総合事業では、要介護認定には該当しない方に対しても1人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態等になった場合にも可能な限り地域での自立生活を営むことができるよう支援をしております。要支援者及び要支援相当に該当する方への通所型・訪問型サービスの提供では、緩和した基準によるサービスの提供が可能であり、新たな担い手、また、元気な高齢者によるサービス提供を行うことにより、介護予防相当のサービスの多様化を進めております。専門職以外の職員等が要支援の方へのサービスに携わることにより、専門職員が中重度者への介護サービスに今まで以上にかかわることができるようになります。今後はさらにサービスの充実を図り施設のサービス継続の支援に努めてまいります。また総合事業の実施は、社会全体で支える仕組みから、住民主体で地域で支える仕組みづくりへの転換が重要な目的であり、住民主体の通所型サービスの実施など地域で支える仕組みづくりのため、必要であれば、これらの休止している事業所を再活用していくことなどの検討が必要であると考えております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）再質問を受けます。「高野早苗君」

○3番（高野 早苗君）分かりやすくありがとうございました。ひとつ聞きたいんですけども、デイサービスの延長に関して聞いたところによりますと、通常より2、3時間長く扱っているとこ

るもあるらしいんですが、そういうのも可能なんでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）延長サービスはございますが、そこまでしているところがあるかはこちらでは把握しておりません。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「高野早苗君」

○3番（高野 早苗君）実際にやっているとお聞きしたのですが、あえて施設名は伏せます。それと、県外では、介護認定や事前登録がなくても24時間365日対応の専用ダイヤルがあって、色々なサービスが出てきております。近所でも一人暮らしの方が増えてきておりますので、皆さんと協議しながら、県外におられるお子さんたちも安心していただけるものを目指していきたいと思えます。宜しくお願いいたします。

○議長（鬼原 征彦君）以上で「高野 早苗君」の質問を終わります。次に「2番 谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）それでは、発言通告に基づきまして3項目質問します。

（1）昨年8月からこれまで、一律1割だった利用者負担が所得によって2割負担に引き上げられました。また、高額介護サービス費の負担上限額は、これまでの月37,200円から44,400円になりました。施行されてから約1年間で、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内の対象となる利用者数と負担総額はいくらになりますか。

（2）介護施設入居者の補助制度が、住民税の課税や一定の預貯金等があれば補助が受けられなくなりました。当組合管内で補助対象外となった人は、ショートステイ、施設入所者で何名でしょうか。負担増となった総額と各自自治体の人数とその負担額についてもお答えください。

（3）この8月から遺族年金などの非課税年金も所得とみなされます。このことで補助を受けられなくなるのは当組合管内、各自自治体で何名でしょうか。予想される負担額はいくらでしょうか。

2項目目の質問です。

（1）厚労省は、2018年度から介護サービスの縮小を検討していると報道されました。どのような案なのか、利用者への影響はどうか。

（2）制度を後退させて、安倍首相が掲げる「介護離職ゼロ」が達成できると思われるでしょうか。

（3）介護保険制度をこれ以上悪くしないよう、当組合として国に働きかけることが必要と考えています。当組合の考えはどうか、以上併せてお答え下さい。

3項目目の質問です。

（1）介護施設で働く職員の処遇改善が求められています。政府は、介護職員処遇改善のために、これまで介護職員処遇改善交付金制度や介護職員処遇改善加算制度を行ってきましたが、職員不足が解消されていません。原因に賃金が安すぎる事が挙げられています。当組合管内の介護職員の平均基本給は、全労働者と比べてどうか。

（2）政府は、介護職員向けに1千億円規模の財源を確保し、「月1万円程度の賃上げを目指す」と言っています。これまで二度の加算制度では、直接介護に関わる職員だけでしたが、施設で働く

全職員を対象とするように国に求めるべきと考えるが、どうか。

以上について、お答えください。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「理事長 堀内 康男君」答弁を求めます。

○理事長（堀内 康男君） それでは谷口議員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の項目であります「介護保険制度の改正について」の1点目「昨年8月から利用者負担が所得によって2割負担になり、高額サービス費の負担上限額が、月37,200円から44,400円になった。施行されてから当組合管内の対象となる利用者数と負担総額はいくらか。」、2点目「介護施設入所者の補助制度が、住民税の課税や一定の預貯金等があれば補助が受けられなくなった。当組合管内で補助対象外となった人はショートステイ、施設入所で何名か。負担増となった総額はいくらか。」、3点目「この8月から遺族年金などの非課税年金も所得とみなされる。このことで補助を受けられなくなるのは組合管内、各自治体で何名か。予想される負担額はいくらか。」について、関連がありますので、併せてお答えいたします。

平成27年8月1日から、高齢化が進む中で制度を維持するため、また、より充足した介護施策を図るために、介護保険の費用負担については、一定以上所得のある方のサービス利用の負担割合が1割から2割に、高額介護サービス費については、世帯内の現役世代並みの所得のある高齢者がいる場合は、月々の負担の上限が37,200円から44,400円に改定されました。また、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費・居住費の軽減の適用要件については、市町村民税非課税世帯のみという条件から、「配偶者の所得」、「預貯金等」も勘案されることとなり、本年8月から「非課税年金」の額についても、勘案要件に追加されたところであります。

管内における1点目の状況につきましては、制度改正により、昨年度中、利用負担が1割から2割になった利用者については、357名おり、2割負担者の負担増となった総額は、2,272万円となっております。高額サービス費の上限額が、要件により44,400円になった利用者は、管内全体で121人、負担増となった総額は、87万円となっております。

また、2点目の状況につきましては、平成27年8月からの制度改正により食費・居住費の軽減対象外となった詳細は、施設入所においては、管内全体で142人、月額合計3,27万4千円、1人当たり月額平均で、23,000円の負担増となっております。また、ショートステイ利用者においては、管内全体として24人で、標準負担額で32万5千円、1人当たり11,600円の負担増となっております。

次に、3点目の状況につきましては、今年度からの非課税年金勘案により、軽減対象外となった利用者は、施設入所者で128名、月額負担増の総額は199万円となっており、一人当たり月額平均で15,500円の負担増となっております。ショートステイ利用者については、2名であり、月額負担増となる総額は、22,000円、一人当たり月額平均で、11,000円の負担増となっております。

次に、2つ目の項目「厚労省が検討している2018年度からの介護サービスについて」の1点目「厚労省は、2018年度から介護サービスの縮小を検討している。どのような案なのか。利用者への影響はどうか」についてお答えいたします。

厚生労働省社会保障審議会において、2018年度介護保険制度改正に向け、要介護1・2の軽度の方への訪問介護の介護サービス提供の見直しや介護保険制度のサービス費の2割負担の対象者の拡大をどうするか、また利用料が高額となった場合における自己負担額に上限を設ける高額介護

サービス費について現在の基準を引き上げるべきかどうか等について審議されていると、報道されておりますが、実際、どのように介護サービスが改正になるのかまだわかっておりませんので、利用者への影響がどのようになるのかは、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に2点目「制度を後退させて、安倍首相が掲げる「介護離職ゼロ」が達成できると思うか」及び3点目「介護保険制度をこれ以上悪くしないよう、当組合として国に働きかけることが必要と考えるが、どうか」については関連がありますので併せてお答えいたします。

介護サービスが必要となる要介護者数の増加を見据え、今後も介護保険制度を維持していくために、必要な改正について社会保障審議会で審議がなされているところであり、制度がどうなるかは、まだわかっておりません。「介護離職ゼロ」に向けての国の施策については、高野議員の質問にお答えしたとおりであり、組合としてもその実現に向け努めてまいります。

次に、3つ目の項目「介護職員の処遇改善について」の1点目「介護施設の職員不足が解消されない。当組合管内の介護職員の平均基本給は、全労働者と比べてどうか」についてと、2点目の「政府は、介護職員向けに1千億円規模の財源を確保し、「月1万円程度の賃上げを目指す」と言っている。介護施設で働く全職員を対象とするように国に求めるべきと考えるがどうか」については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

基本的な賃金とは、通常、国の構造基本統計調査などに用いられる場合は、所定内給与額を言い、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給された現金給与額のうち、深夜勤務手当、休日出勤手当などの超過労働給与額を差し引いた額が用いられております。

厚生労働省において実施している「平成27年賃金構造基本統計調査の概要」による一般労働者の賃金は、304,000円、公益財団法人介護労働安定センターにおいて行われた「平成27年度介護労働実態調査」によりますと、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談の介護職の所定内賃金の平均は、215,077円となっており、介護職員における賃金ベースは、一般労働者と比較し、低いと考えられ、管内の把握可能である事業所の所定内給与額について比較すると、年齢層、職種等に違いがあり、単純な比較はできませんが、国における調査による一般労働者の所定内給与額を上回るものでないと認識しております。このような実情を踏まえ、介護職員の処遇がより一層改善されよう、国、県に要望してまいりたいと考えております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）はい。再質問を受けます。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）1点目の利用者負担増について、357名で2,274万円の負担増ということですが、市町ごとの内訳はどうなっていますか。

○議長（鬼原 征彦君）それでは答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）357名の内訳でございますが、黒部市が183名、入善町が94名、朝日町が80名となっております。それぞれの金額は把握できておりませんので、人数の比率でみていただく形になります。黒部市で51.3%、入善町が26.3%、朝日町が22.4%という比率に近いと考えております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）管内の総額が出ていて市町ごとの計算が出来ていないというのが非常におかしな話で、それぞれの分を取りまとめたものが管内の総額だと思います。もっときちんと調べていただきたいと思います。それと2番目の項目ですけれども、住民税の課税や一定の預貯金があれば補助が受けられなくなったんですけれども、まだ分からないとのことですが、2018年度から不動産も勘案に入れることになると、介護制度そのものが危機となります。そこで私が質問しますのは、これ以上利用者の負担を増やすなと政府に言うべきだと思うのですが、その辺について答えて下さい。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）利用者の負担増については、あくまで制度維持の為であると思っておりますし、H27年8月からの改正につきましては、利用者の収入や預金額からみてそれほど大きな負担額ではないかなと思っております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）政府がこうやって厚労省の社会保障審議会に出してくる案については、ほとんどがそのとおり実施されているんですよ。それと、今ほど言われたように、不動産を対象にすることについて、そんなに大きな額じゃないというふうに言われました。分かっているから言えるんですよ。でなければそういう答弁が出来ないはずなんで、分かっていることをおっしゃって下さい。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）今申し上げたのは、H27年度に改正のあった部分のことであり、今の質問の不動産を勘案するというのは現在、審議会の審議の過程であります。不動産については、当然入所の施設でありますので、入所して今住んでおられる住宅が空き家になったときに、その宅地を担保にして借り入れしてもらい、死後に空き家を売却して返済に充てましょうという検討がなされているというふうには伺っておりますけれども、金融機関にとってはあまりおいしい事業ではないということで、果たしてそういう制度が導入されるかすら不透明だと思っておりますので、不動産勘案については、今は何とも言えない状況だと考えております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）引き続き伺います。2項目目の質問で2018年度からサービスを縮小するというので、要介護1・2を保険給付から外すと同時に、こういうことが決まってからでは遅いんですから、こういう情報が入った時点でそういうことをするなということを当組合の言動を加え

ながら訴えていただきたいと思います。それと、要支援者の方々の福祉用具の自己負担、これも議論になっています。分かればいいので、福祉用具の利用者は何名程おられますか。できれば金額も教えて下さい。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）福祉用具のレンタル利用者の内、要支援1から要介護2までの4段階の方の負担を自己負担にしようという議論がなされています。その4段階の対象者について申し上げますと、平成27年度で利用者が10,737名で、給付総額が7,576万4,120円、1人当たり7,056円の給付がなされています。それから福用具の購入についても同様の議論がなされています。購入につきましては、27年度251名の方が給付を受けておられます。給付総額が636万301円ということで、1人当たり25,340円の給付を受けておられるという状況でございます。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）制度をどんどん悪くすると入所できなくなります。今現在、本当に出来るのかという疑問があってこういう質問をしたわけです。答弁については制度がどうなるのか分からないということで答えられない状況でしたけれども、今現在の状況でも出来ないと思います。

最後の質問ですけれども、介護職員処遇改善金15,000円、処遇改善加算金12,000円でしたけれども、これらについて基本給が一切書いてありませんので、手当を含めての話なんです。それでこのふたつの制度が作られて、答弁では給与で215,000円程になったということなんですけれども、加算金の割り振りについては掴んでおられると思いますので、お答え下さい。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）介護報酬加算は、制度とすれば基本給に充てても手当に充ててもボーナスに充ててもよいということですので、こちらで把握出来ているのは改善になった所定内給与の総額しか分かりませんので、基本給がどれくらいかの内訳までは把握できない状況であります。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）今ほど基本給については分からないとおっしゃいましたが、分かる方法がひとつあります。それはハローワークへ行ったら基本給がいくらかと書いてあります。基本給でいうと、多いところで17万円ほどです。だから決して介護労働者の処遇改善が順調に進んでいるとは私は思いません。そこで今、政府が月1万円程度の賃上げをやっていっているようなので、是非介護施設で働く全職員の賃上げをするよう政府に意見要望を伝えていただきたいと思います。理事長どうですか。介護保険制度維持のためにも是非やっていただきたいと思います。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「理事長 堀内 康男君」

○**理事長（堀内 康男君）** 介護職員の処遇改善は大変大事な問題であります。一方で事業者の経営というものもありますので、処遇改善の加算の部分をごどこに充てるかについては事業者の判断が最も重要になるかと思っておりますので、処遇改善についての働きかけはしますが、事業者に対してそれをどういう形で改善するかについては事業者にお任せしたいと思います。

○**議長（鬼原 征彦君）** 時間になりましたので、以上で「谷口弘義君」の質問を終了いたします。次に「6番 松田 俊弘君」

○**6番（松田 俊弘君）** それでは質問をいたします。まず1点目、介護の総合事業についてですけれども、当組合では昨年度から県内の自治体に先駆けて総合事業を実施したわけですが、これまで要支援の方が受けていた通所サービスあるいは訪問サービスを予防給付事業からいわゆる総合事業に移されたわけですが、そのことで心配されたのがこれまでと同様のサービスを受けられるのかと、これは介護報酬の単価引き下げとも絡んで常に心配されてきたわけです。それで今年3月から当組合ではミニデイサービスを実施してきたということですが、今年2月議会の報告では、事業の対象者は要支援1及び総合事業対象者では週1回、それから要支援2の方は週2回とする。更にサービス提供事業者は9つの事業所で、定員は23名という報告がありましたけれども、その実施状況はどうなっているのか答えて下さい。

昨年の介護の報酬改定では、要支援者の訪問型サービスでは、報酬単価が約5%、通所型サービスでは20%以上も引き下げられ、サービスを提供する事業所が要支援者の利用を制限するのではないかと心配されてきたのですが、これまでと同様なサービスを受けられる訪問型や通所型サービス利用状況は予防給付の時と比べてどうなのか答えて下さい。

それから、介護申請を受けた際には、これまでは必ず介護認定を行ってきたわけですが、昨年度の制度改正でチェックリストだけでも判断できることになったわけですが、ご存じのように介護認定は70項目以上の調査項目があるのに対し、チェックリストはわずか25項目しかなく、しかもこれは介護度を図るものではないということで、全国的に入口で介護サービスの利用が制限されるのではないかと懸念がされてきたわけです。当組合では、新規の申し込みには必ず介護認定に繋げるということで安心していましたが、更新の時にはチェックリストにて判断された方が300人近くいるという話ですので、きちんと利用者の意思が尊重されているのかを答えて下さい。

2点目、今ほど谷口議員さんからも介護職員についてありましたが、現実問題として職員不足により入善町の老健施設で30床、特別養護老人ホームで20床と、合わせて50床が使われていません。この回復が待たれるわけですが、その見通しはどうなのか。それから、確認していないんですけども、これは黒部市内でも始まっているんじゃないかと。黒部市内の通所リハビリサービスで、入浴介助サービスが一部で制限されているとの話があるんですけども、これは事実なのか。それから、入善町で実際に始めているんですけども、デイサービスの送迎を事業所が出来ないということで、家族による送迎がどんどん増えているという話があるんですけども、これも実態はどうなのか、お答えください。

それから、第6期計画で地域密着型サービスなどを募集して7つほどの事業者が手を挙げましたけれども、残念ながら朝日町では手を挙げた事業者がいなかったと聞いています。その後どうなっているのか、今後の見通しはどうなのか、答えて下さい。

それから、先ほどケーブルテレビの指定管理者の問題について、現在、選定中ということであり

ました。一体どうしてそうなったのかということですよ、私どもにはさっぱり分かりません。問題が組合側にあったのか、それとも指定管理応募者側にあったのかということも含めて答えて下さい。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは松田議員の質問にお答えいたします。まず、1つ目の項目であります「介護の総合事業について」の1点目、「ミニデイサービスの実施状況について」お答えいたします。

ミニデイサービスにつきましては、認定を受けた要支援者及び基本チェックリストにより総合事業対象者となった方を対象に、業務従事者の資格基準等を緩和し、これまでのデイサービスより時間を短縮したサービスとして、本年3月から実施しておりますが、6月時点でのサービス利用者数は、黒部市の3事業所で各1人の3人のみの利用となっております。利用者があまり増えない理由として、ミニデイサービスの提供事業所が、1市2町で40あるデイサービス事業所のうち、9つの事業所に留まっていること、朝日町においては、唯一提供している事業所が、入浴サービスを提供していないこと、入善町においては、事業所の休止等により、ミニデイサービス利用者の積極的な受け入れがなかなかできない状況にあること、黒部市においては、事業の窓口となるケアマネジャーへの事業PRが不足していたのではないかとということなどが考えられます。今後は、1市2町全ての居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアマネジャーに、もう一度事業の推進について、協力を依頼し、サービスの利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

2点目、「これまでと同様のサービスを受けられる訪問型・通所型サービスの利用状況」についてお答えいたします。

予防給付から総合事業へ移行した訪問型・通所型サービスにつきましては、昨年5月から順次移行を開始し、本年4月で移行を完了、5月からは、要支援の方の予防訪問介護・予防通所介護は全て総合事業の訪問型・通所型サービスとなっております。移行開始前の昨年4月の予防訪問介護の利用者数は229人、予防通所介護の利用者数は429人で合わせて658人でありましたが、総合事業への移行完了後の本年5月の訪問型サービスの利用者数は228人、通所型サービスの利用者数は451人で合わせて679人で、率として3.2%の増となっております。

3点目、「介護認定更新時に、認定は受けずにチェックリストのみで判定する際は、利用者の意思が尊重されているか」についてお答えいたします。

認定期間が経過しても引き続き介護サービスを希望される場合は、必ず地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所にて手続を行うこととなりますが、基本的には要介護認定申請を勧めることとしております。ただし、要支援1相当の訪問型サービス・通所型サービスを希望する場合は、基本チェックリストに該当すれば認定を受けなくても利用可能であることを、本人及び家族に説明したうえで、どちらを選択されるかの確認をしております。認定の更新をした場合のメリット、基本チェックリストのみにてサービスを利用する場合のメリット、双方を必ず説明し、本人及び家族の意思にて決定をしていただいております。意思は尊重されているものと考えております。

次に、2項目「介護職員不足について」の1点目、「職員不足により入善町の老健施設と特別養護老人ホームで合わせて50床が使われてないが、回復の見通しはどうか」についてお答えいたします。

入善町の老健施設について、入所 30 床、特別養護老人ホームのショートステイ 20 床の受入れについて、昨年度から制限がされているところでもあります。現状につきましては、老健施設については、職員の配置の調整や補充により、制限の 30 床の内 5 床程度、受入れができるよう努めているということであり、特別養護老人ホームについても、できるだけ早く制限が解除できるよう職員の補充に努められているとの状況であります。

次に 2 点目、「通所リハビリ施設では、入浴介助サービスが制限されている。また、デイサービスでも事業所での送迎ができず、家族送迎を求められている所が増えているときくが事実か」についてお答えいたします。

通所リハビリテーションサービスは、自宅までの送迎があり、日帰りで施設に通いながら、一人ひとりの生活機能改善をめざした目標に合わせたリハビリテーションを提供するサービスであります。管内における事業所において、ほとんどが入浴のサービスを含めて提供しております。入浴につきましては、事業所によって、利用者の特殊入浴が必要な重度の方の利用が多い場合は、定員に満たない場合でも、利用者の受け入れ状況により、利用を制限する場合があるとのことであり、運営上、やむを得ない状況であると考えられます。限られた人員のなかでのサービス提供であり、特別な事情による場合に限っての制限ですので、ご理解をいただきたいと思っております。また、送迎につきましては、通所リハビリでも、デイサービスにおいても、送迎を含めて提供されるサービスであり、送迎ができない場合においては、利用提供そのものができないと考えられます。家族送迎であるということは、利用者、家族の都合により行っている場合であると考えられます。

次に 3 点目の「地域密着型サービス事業では、朝日町で事業の応募はなかったが、今後の見通しはどうか。」について、お答えいたします。

平成 27 年度において、地域密着型サービス事業所の公募により、指定内示を行ったところありますが、朝日町において整備計画の中でグループホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のそれぞれ 1 施設の整備を予定しておりますが、問合せについてはあるものの、管内全体において介護職員が不足している現状で整備が困難である状況も背景にあり、なかなか申請に至らないという状況であります。今後、より介護サービスを必要とする高齢者の増大が見込まれることから、ニーズに対応すべく、整備支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、3 項目「ケーブルテレビについて」の 1 点目「指定管理者の指定が遅れた理由」についてお答えいたします。

ケーブルテレビ事業につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からの指定管理者制度の導入に向けて、現在、その指定管理候補者について、選定委員会において選定中であります。新川エリアの中から 2 社の応募があり、当初の予定では、3 回の選定委員会を開催し、指定管理候補者が決定された場合は、今回の 8 月定例会で指定の議決を受ける予定でありました。また、公募に入る前から指定管理候補者の選定方法についても協議をし、採点の結果、最低基準点に達しない場合、その最低基準点に達しなかった項目に対する改善策を応募者に提示させ、追加の選定委員会において協議をし、その改善策が認められれば指定管理候補者として選定することとし、応募者全員が改善策を示せない場合、また、改善策が認められない場合は、指定管理候補者なしとすることを定めておりました。今回、指定管理者の指定の議決議案を 8 月定例会に提出しなかった理由は、両者ともに最低基準点に達しなかった項目があったため、その改善策を提示してもらい、追加の選定委員会において、その改善策を精査したうえで指定管理候補者を決定するためであります。改善策が認められ、指定管

理者として任せられると判断できれば、指定管理候補者として決定することとしており、改善策が認められず、指定管理者として任せられないと判断されれば、指定管理候補者なしの決定を行いたいと考えております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）はい。それでは再質問を受けます。「6番 松田俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）それでは最後のケーブルテレビ指定管理者の問題。要するに基準点に達しなかったということで理解いたしました。それで、その改善点が認められない場合には、指定管理そのものを来年度は実施しないでやっていくと理解して宜しいでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）はい。それでは答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）安心して任せることのできる候補者が現れなかった場合は、来年度からの指定管理制度は導入しないということです。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「松田俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）この手の問題って色々尾ひれが付いて噂話になってくるわけですね。我々共の市町でもケーブルテレビの入札とかですね、延期になったから何かあったんじゃないかというんな話が飛び出しているんです。実際問題入善町の議会でも、全く理解出来ないような噂話がされているわけで、特にこの問題は利益、言うならば利権絡みが問題なわけで、きちんと厳正に対処していくようお願いいたします。

それとミニデイですね、黒部市で3人しかいないと。当初からこのミニデイに関しては、私共も色々な事業所を訪ねて聞いてみましたが、出来るわけがないというふうな回答がすごく多かったです。これを無理に事業者さんにやってくれという訳にもいかないなと思いますので、これはしょうがないと私は思っています。PR不足というよりも、9業者が春の段階で手を挙げてくれたと言っておられました。これは介護保険組合に、一応手を挙げておこうということでやられた所が多いんじゃないかと思えます。これは本当に大変です。それから、2番目の項目で、いわゆる訪問型・通所型サービスの従来型を受けておられる方が3.2%増えているということで、事業所の皆さんは介護報酬が引き下げられても頑張っておられるなということで感謝したいと思っています。それで、この職員不足によるサービス提供がなかなか出来なくなっている、或いは朝日町の問題では、施設そのものが進出してなくなっているというのはものすごく重大な問題だと思っています。理事長も先ほど言われましたけども、これから高齢者が増大してニーズに応じていきたいと言われました。これは構成市町や介護保険組合だけでは到底解決できる問題ではないと思っていますけども、もちろんそれぞれの市町には努力してほしいんですけども、2月議会で理事長も同感だということで、厚生労働省に行く機会があれば、ぜひこの現状を訴えてくると言われたんですけども、厚生労働省に行く機会はいかがでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）はい。答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）介護の問題というのは大変重要な問題ですし、日本全国でこのような状況が続いておりますので、国の方への要望も行っておりますし、当然県に対する要望も行っておりますので、国全体としてこの問題に真剣に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「松田俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）私共も11月頃になると思うんですけども、また厚生労働省へ行こうと思っています。是非ですね、理事長としても行く機会があると思うので、この実態を訴えていただきたいと思います。特に新川の場合は県内でも大変厳しい状況ですので、それを訴えてくるのが理事長の務めだと私は思いますので、是非お願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（鬼原 征彦君）以上で松田俊弘君の質問は終了いたしました。次に「4番 成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）はい。それでは質問事項に従いまして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について4点、質問いたします。

まずは、昨年第6期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス事業者を募集し、その中には「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」もあったと認識しています。現在の状況はどうか伺います。次に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、ケアマネジャーや利用者にもメリット等、どんなサービスなのか周知しておく必要があると考えます。2025年問題を見据えて、本組合も段階的にサービスの充実を図っていくと思われませんが、周知されなければ、計画にも支障をきたすのではと危惧します。現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」も含めた周知の取り組み状況はどうか伺います。

3点目、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」普及の壁としてコストの問題があると言われております。どの地域にどんなニーズを持った方がおられるのかデータ管理運用すれば、この制度だけではなく様々なサービスにおいても効果的にできるのではないかと考えます。既にそういった取り組みを行って成果を上げている地域も出てきていることから、今後本組合でも検討されてはどうか伺います。

最後に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と相性が良いと言われている「国土交通省が奨励しているサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）」については、本組合ではどのように認識しているのか、また、建設計画などの把握はされているのか伺います。以上です。

○議長（鬼原 征彦君）はい。それでは、答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）それでは、成川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の項目であります「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についての1点目「昨年、第6期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス事業者を募集し、その中には「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」もあったと認識しているが、現在の状況はどうか」についてお答えいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、24時間365日を通じて訪問介護と訪問看護をタイミングよく柔軟に提供するサービスで、日中・夜間を通じてホームヘルパーや看護者などが1日に複数回、定期訪問や巡回をし、利用者や家族の通報により随時居宅を訪問し、日常生活のサポートや療養上の世話をを行うサービスであり、独居老人や介護度の高い人、専門的な利用が必要な人でも住み慣れた地域で安心して生活できるようになることが期待できるサービスであります。

当組合管内においては、現在黒部市に1事業所あり、現在介護保険事業計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備につきましては、1市2町の中で2つの事業所の整備を計画しておりますが、現段階においては、実施予定事業所はございません。

次に2点目の「2025年問題を見据えて本組合も段階的にサービスの充実を図っていく上で、ケアマネジャーや利用者へメリット等、どんなサービスか周知しておく必要があります。現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」も含めた周知の取り組み状況はどうか。」と、3点目「定期巡回・随時対応型訪問介護看護普及の壁としてコストの問題があると言われている。ニーズのデータ管理運用による効率性について、今後本組合でも検討されてはどうか」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

団塊の世代が、75歳以上になり高齢者介護へ大きな影響を及ぼすことが予想される2025年に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、介護、医療、介護予防、生活支援サービス、そして住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供は、大きな効果が期待できることから、このサービスの効果を広く周知し、また、他の事業所参入、実施に向け努めてまいりたいと考えております。しかしながら、このサービスにつきましては、人員配置基準として、提供時間を通して、看護師、介護福祉士の有資格者の基準配置が求められるもので、コスト面、介護職員等の不足がある現状において、実施がなかなか困難な状況であると考えております。

今後は、ニーズデータ管理の運用方法について、先進地の手法を参考にしながら、構成市町、地域包括支援センターと連携し、当組合における有効な運用を検討し、適切かつ合理的な介護サービスの提供が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に4点目「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と相性が良いと言われている「国土交通省が奨励しているサービス付き高齢者向け住宅」についてお答えいたします。

サービス付き高齢者住宅とは、民間事業者などで運営されているバリアフリー対応の賃貸住宅で、主に自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者が利用でき、生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることのできる施設であり、介護サービスの訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の居宅サービスを利用することも可能な施設であります。当組合管内において、黒部市に1施設定員14人、入善町に1施設定員40人があり、生活相談員が常駐し、介護サービスも利用しながら住み慣れた地域で生活を継続できる施設として、大変有効な施設であると考えております。身体の介護度が重度化すると退去の必要があったり、介護保険施設と比較すると自己負担での利用であるため、経費が高いなどのデメリットもあることも事実ですが、高齢者の生活環境等に応じて、高齢者を支えるサービスの選択肢の一つとして今後も、整備がなされるよう期待をしております。

現在、この施設については、来年度、入善町において、新たに1施設、開設予定であり、施設利用者への介護サービスニーズを把握し、今後の介護サービスについて、有効な提供が図られよう努めてまいりたいと考えているところであります。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）はい。それでは、再質問を受けます。「成川正幸君」

○4番（成川 正幸君）はい。まず1番目、募集したけれども来なかったという話ですけども、先ほどの松田議員の答弁でも職員不足ということがありました。しかしながら2番目で聞くとPR不足というか、サービスの内容が周知されていないのではという思いがしています。7月だったと思いますけども、みら一れテレビで地域在宅医療支援センターの町民公開講座 i n朝日というのが放映されていました。とても良い内容で、朝日町にはどういった施設があって、その施設はどういうサービスを使っているかというようなPRをされておりました。そういったものを見ると分かりやすかったんですが、そういった周知する方法を組合として考えておられるのか聞かせてください。

○議長（鬼原 征彦君）はい、答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにつきましては、管内で黒部市に1か所あり、その1か所はサ高住と併設されている施設であります。ですから、サービスの中心がサ高住の入居者に偏っておりまして、施設には、地域の方々からの要望も伺ったうえで、地域でサービスが必要な方にもサービス提供して下さいと働きかけております。ただ、地域の住民の方については、そういった事業所があると知らない方もおられるかと思えます。地域密着型サービスでございますので、2カ月に一度、運営推進会議（定期巡回の場合は、介護・医療連携推進委員会）といて地区の代表者等に集まっていただいて会議を開いて、その運営状況を検証してもらうことが義務付けられておりまして、本年度から私もその会議に加わっているんですけども、地区の民生委員さんなども来ておられますので、是非PRしていただきたいという話はしております。ですから、少しずつPRはしているつもりではありますが、今後広報も年2回出しますので、定期巡回に限らず、小規模多機能型サービスも介護職員不足・離職においては、大変有意義なサービスだと思っていますので、そういったサービスを含めてPRしていきたいと思っております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「成川正幸君」

○4番（成川 正幸君）是非PRしていただきたいと思えます。先日、黒部市の施設を見てお話を伺ってきました。サ高住を使って運営されているという所と、富山県で一番大きい施設にもお話を伺ってきました。その2つの施設は考え方がまるっきり違うなど実感いたしました。この定期巡回・随時対応型訪問介護というサービスがどういったものであるか、これを作った国の定義がどういものであるかを、利用者さんだけでなく事業者さんにもしっかり伝えないと、その施設ごとで考え方や運営方法が違ってきてしまうことになると思います。是非、今後の2025年問題を見据えて必要になってくると思いますので、宜しく願います。あと、3番目のデータ管理という点でございます。例えば、65歳以上の対象者を考えると、元気な人もいれば寝たきりの人もいるということで、その方達が在宅を希望しているのか、それとも施設利用を希望しているのかというニーズを把握しないと、やみくもに施設を建てて、利用者が来ないという状況になってしまうと思いま

す。そういったものもニーズ調査をすれば、どういった人がいるのか、特養を希望している人が多いのか、それともデイサービスを利用したい人が多いのかを把握して、そこに（施設を）建てて下さいという募集をしている自治体があります。先ほどの答弁で先進地も見に行つて（参考にして）、という話もありましたので、是非参考にしてですね、今後当組合の運営をしっかりとやっていただきたいなというふうにとお思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（鬼原 征彦君）これは要望ですね。

○4番（成川 正幸君）はい、要望です。

○議長（鬼原 征彦君）以上で、「成川 正幸君」の質問を終わります。以上で一般質問は終了いたしました。

討論・表決「議案第49号から報告第1号」

○議長（鬼原 征彦君）次に日程第5、「議案第49号」平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計補正予算（第1号）から「議案第51号」平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算（第1号）まで、及び「認定第1号」平成27年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定の以上4件を一括議題といたします。

まずはじめに討論を行います。討論はございませんか。はい。「2番 谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）私は、認定第1号平成27年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べます。介護制度が始まって16年になります。近年は制度が改正される度に利用者の負担が増え、サービスが抑えられてきました。新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合の介護保険料の推移をみても、平成12年の第1期1,800円の保険料から、第6期平成27年の保険料が5,600円へと引き上げられました。国は、2025年に推計で保険料が8,000円を超えることを示しています。改正の度に言われるのは、「介護保険制度を維持するために」が理由でした。平成27年度の決算では、保険料で不納欠損が366万円となり、前年度と比較すると、20万円以上増えています。また収入未済額は、1269万8,900円となり、前年度と比較すれば、230万円以上増えています。低所得者の負担の重さがみられます。介護制度は、「受けたい時に受けられる介護、社会全体で支える介護」を謳い文句に発足した制度です。しかし今は、高い介護保険料や重い利用者負担、多くの特別養護老人ホームの待機者など、「負担上がって介護なし」の問題が深刻になっています。当組合管内でも、4月1日現在の資料では、特別養護老人ホーム入所待機者は166名（要介護1以上）で、そのうち認知症の方が148名となっています。昨年度政府が介護報酬を大幅に引き下げたことで、介護事業所の経営が圧迫されています。そのことが介護職員の確保をますます困難にしていると、施設の経営者が訴えています。平成27年度は、前年度より老健施設を中心に施設利用者が月平均で57人も減っています。また、特養で短期入所者が22人減っています。これらは職員不足による入所制限が主な原因です。第6期計画での地域密着型施設を募集しても、朝日町では応募がありませんでした。これも、職員不足が原因です。介

介護保険制度を支えるのは、介護に従事する人です。このままでは、介護制度そのものが成り立たなくなり、監査委員の意見書では、「その解消に向けては介護職員の更なる処遇改善が求められている。組合としても国・県等に積極的に働きかけなど、今後も努力を続けていただきたい」と述べています。私も同意見です。政府は介護報酬を元に戻し、介護職員の処遇を大幅に改善すべきです。平成 27 年度では、補足給付の対象者が 77 名も減っています。このサービスは、施設入所者で所得の少ない人の住居費と食費を支援するものですが、昨年からの支援基準に預貯金などの資産も条件とされ、負担が増える人が大幅に増えました。今年からは、遺族年金などの非課税年金も所得に加えられ、更に負担増となる人が増えます。また、施設利用料が 1 割負担から 2 割負担にされたことや、高額サービス給付の限度額を引き上げるなど、次々と負担が強化されました。このような高齢者に負担を迫ることを止めるべきです。厚生省は、要支援に続いて要介護 1・2 と認定された人の訪問介護や通所介護などを、保険料から外す法案を来年の通常国会に提出し、2018 年度からの実施を目指しています。すべての高齢者から保険料を徴収しながら、要支援 1・2、要介護 1・2 にまで保険給付から外すことは国会の予算で決めてしまうという元厚生労働省幹部級の声があることを申し添え、私の討論といたします。以上です。

○議長（鬼原 征彦君）はい。ほかに討論ありませんか。討論が尽きたようでありますので、これを以て討論を終結いたします。

これより採決を行います。議題のうち、「議案第 49 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計補正予算（第 1 号）」について、起立により採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第 49 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 50 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、起立により採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第 50 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 51 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、起立により採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第 51 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

次に、「認定第 1 号 平成 27 年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定」について、起立により採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、「認定第1号 平成27年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算の認定」は原案のとおり認定されました。

「議会運営に関する調査について」

○議長(鬼原 征彦君) 日程第6、「議会運営に関する調査について」を議題といたします。本件を付託した議会運営委員会の調査の結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 木島 信秋君」

○1番(木島 信秋君) それでは、私から委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。

本委員会は、8月22日に開催し、8月定例会の理事長提出予定議案4件について説明を受けた後、その取り扱いを協議いたしました。次に同じく8月定例会の会期、議事日程について協議いたしました。

以上、審査事項を含め、本委員会では、議会運営の効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長(鬼原 征彦君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審査」であります。委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これをもって、「平成28年度第2回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会8月定例会」を閉会いたします。理事長からご挨拶があります。

○理事長(堀内 康男君) 8月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

提案させていただいた議案につきましては、慎重ご審議を賜り予定通り議決いただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。また、様々なご意見ご要望をいただきましたので、その点を踏まえて、今後も執行してまいりたいと思います。

なお、ケーブルテレビ事業の指定管理者選定につきましては、少し時間がかかっておりますが、9月9日の全員協議会にその選定結果をご報告できるように、選定委員会並びに首長会議を開いて

その結果を確定し、皆さん方に説明をしたいと考えております。引き続き皆さん方のご理解ご支援を賜りたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鬼原 征彦君） どうも皆様方には、ご苦勞様でございました。

午後4時33分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年8月30日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会議長

署名議員

署名議員